

Support

COMMENT

国民健康保険
制度の
解説です



国保の そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

こんなときには 14日以内に 必ず届け出を

国民健康保険（国保）に加入している世帯の全員、またはその一部の人には、次のような異動があった場合には、14日以内に役場保険健康課保険年金班へ届出をしてください。届出を忘れたり、遅れたりすると、保険証を使った医療が受けられないことがあります。



加入は世帯単位で 届出は14日以内に

国保へは世帯単位で加入し、加入手続きは世帯主が行うことになっています。世帯主は自分の家族に異動があったときは、14日以内に届出をしなければなりません。

賃金の支払いがなく、生計を一にしていると思われる場合は、雇用主と同じ世帯になります。また、賃金の支払があり、生計が別であると認められる場合は、それぞれ別の世帯となります。

届出が遅れると…

届出が遅れると、①保険税をさかのぼって払わなければならない②医療費を全額自己負担しなければならない③後で医療費を返さなければならぬ、という場合があります。ですので、ご注意ください。

家族一人ひとりが みんな被保険者です

国保では、加入は世帯単位ですが、家族一人ひとりが皆、被保険者です。保険証は一世帯に一枚交付されます。同じ住居に住んで生計が一緒の人は同じ世帯となります。住み込みの店員やお手伝いさんなどでも、雇用主と同じ住居で生活をし、

◆ 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた	印かん、ほかの市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印かん、保険証

◆ 国保から脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出する	印かん、保険証
職場の健康保険に加入した	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
生活保護を受けるようになった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
国保の加入者が死亡した	印かん、保険証、預金通帳、会葬御礼のはがき

◆ そのほかのとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わった	印かん、保険証
退職者医療制度に該当した	印かん、国保の保険証、年金証書
世帯が分かれた、一緒になった	印かん、保険証
出稼ぎに行く、長期旅行をする	印かん、保険証
修学のため住所を変えた	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくした、汚れて使えなくなった	印かん、身分を証明するもの、使えなくなった保険証
世帯主や加入者の名前が変わった	印かん、保険証

役場からの お知らせ

Information

口座振替をご利用の皆さん、 8月25日から再振替が廃止

現在、町税や町営住宅の家賃、保育料及び水道料金等の口座振替は、毎月25日に指定の口座から引き去りを行っています。また、25日に残高不足で引き去りができなかった場合は、翌月の月上旬に再度指定の口座から引き去りを行っていました。

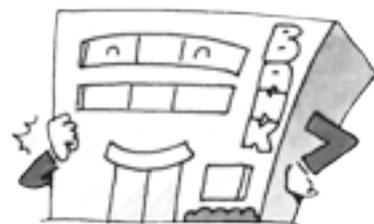
町では第5次行財政改革の項目の1つである「口座振替の利用促進と再振替の廃止」（3月17日発行の行財政改革の特集号参照）を平成23年度から実施するため、8月25日支払い分の口座振替分から再振替ができなくなります。これは、再振替を廃止することによる経費削減を図るためです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

8月25日以降、口座振替による引き去りが残高不足などでできなかった場合は、納付書がついたお知らせを送付しますので、金融機関で期日までにお支払をしていただくことになります。口座振替をご利用のみなさん、納期日の25日までに振替をしている口座の額を確認してください。

■平成23年度各種支払納付日

納付日	口座振替	再振替	備 考
5月25日(水)	○	○	—
6月27日(月)	○	○	—
7月25日(月)	○	○	—
8月25日(木)	○	×	再振替停止
9月26日(月) 以降の口座振替日	○	×	口座振替ができなかった場合納付書送付

※25日が土・日・祝日の場合は翌日または翌々日



●問い合わせ 詳しくは役場
税務住民課税務班、福祉人権
課、上下水道課、建設課まで

平成22年度滞納処分状況



滞納者への差し押さえを行っています

税務住民課では、税の滞納者に対しての財産調査等を実施し、町からの納税指導に応じない、特に悪質な滞納者に対して差し押さえを行っています。今後も税の公平な負担を図るため、滞納者に対しての処分を行っていきます。

■滞納処分状況

	差押件数	差押金額	換価額等
預貯金差押	87件	18,744,216円	11,289,724円
不動産・動産差押	41件	13,793,680円	4,218,280円
給与差押	21件	9,606,551円	4,075,351円
国税還付金差押	22件	—	840,064円
合 計	171件	42,144,447円	20,423,419円

※換価額等の金額は、差し押え解除後の分割納付金額は含んでいません。

＊ ＊ 納期内に納付できない事情がある場合 ＊ ＊

納期内に納付ができない特別の事情がある場合は、必ずご相談ください。お電話での相談も受け付けます。

●問い合わせ 役場税務住民課税務班まで